

不法投棄発見時に情報提供

県と運送2社、東海初の協定

県と「ヤマト運輸三重支店」(四日市市中村町、鳥谷健一主管支店長)、「日本通運津支店」(津市

羽所町、青木省一支店長)の運送二社は八日、廃棄物の不法投棄発見時の情報提供を盛り込んだ協定を締結



協定を締結した(左から)ヤマト運輸の鳥谷主管支店長、鈴木知事、日本通運の青木支店長。県庁で

した。自治体と運送業者が不法投棄未然防止を目的とした協定を結ぶのは東海地方で初めて。

協定は、二社の従業員が業務中に不法投棄とみられる廃棄物を発見した場合、県廃棄物監視・指導課に情報提供する内容になっている。県庁であった締結式で、鈴木英敬知事と鳥谷主管支店長、青木支店長が協定書に調印した。

鈴木知事は「正直者がばかを見る社会であってはならない。二社の県内津々浦々のネットワークを駆使してもらい、早期発見と早期対応を図りたい」とあいさつし、鳥谷主管支店長は「県とこのような形で協力できるのは有意義。微力ではあるが、県民が安心を感じられるように頑張りたい」と述べた。

県によると、県内の不法投棄件数は、平成十五年度

の九十二件をピークに年々減少傾向で、今年は九月末で五件となっているが、山間地での建設廃材や廃プラスチックの不法投棄は各地で後を絶たないという。